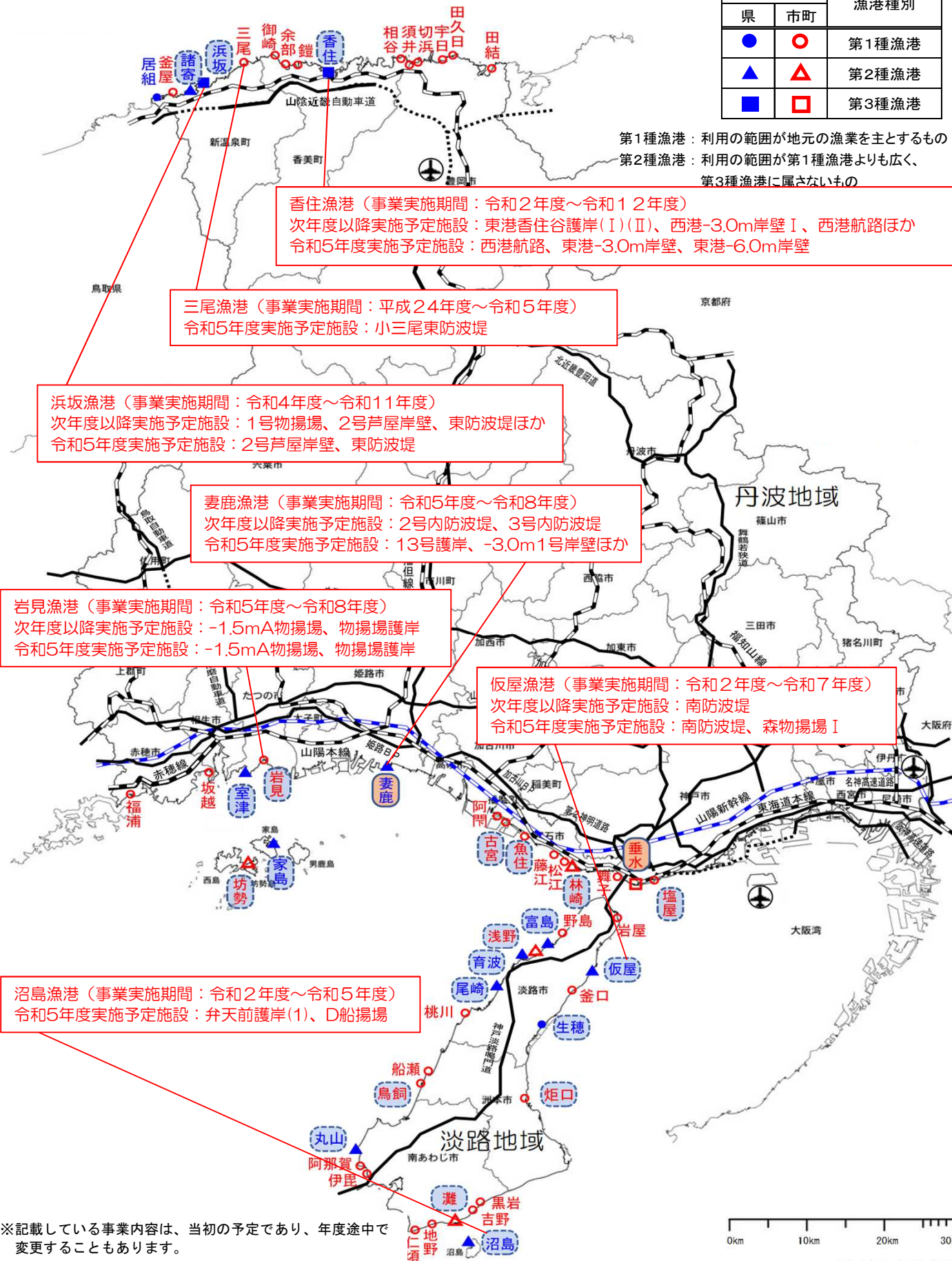


# 【兵庫県】水産物供給基盤機能保全事業実施箇所図

管理者区分		漁港種別
県	市町	
●	○	第1種漁港
▲	△	第2種漁港
■	□	第3種漁港

第1種漁港：利用の範囲が地元の漁業を主とするもの  
 第2種漁港：利用の範囲が第1種漁港よりも広く、  
 第3種漁港に属さないもの



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。

